



平成 20 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 氏家 忠彦
(TEL. 03-6238-3000)

当社執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対する 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、平成 20 年 5 月 22 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社執行役員並びに当社主要子会社の取締役及び執行役員に対する報酬制度に関しては、既に退職慰労金制度を廃止し業績連動型報酬を導入いたしております。今般、この業績連動型報酬制度の見直しを行い、当社執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを負うことで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、以下の要領によりいわゆる株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与することといたしました。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は、110,000 株を上限とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会決議による委任に基づいて当該取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、1,100 個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本株主総会決議による委任に基づいて当該取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額は 1 円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 1 年を経過した日より、当該割当日の翌日から 30 年を経過する日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

イ 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ロ 当社は、新株予約権者が下記（12）記載の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

ハ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設

分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記（６）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（７）に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

上記（９）に準じて決定する。

リ 新株予約権の行使の条件

下記（１２）に準じて決定する。

（１１）端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１２）新株予約権の権利行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

ロ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記ハの契約に定めるところによる。

ハ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（１３）その他新株予約権の細目等

上記（１）から（１２）までの細目及び（１）から（１２）まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

（注）上記の内容については平成 20 年 5 月 22 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以 上